

令和8年度宮城県家畜商講習会開催要領

1 目的

家畜商法第4条の2第1項の規定により、家畜商業務の健全な運営を図り、家畜取引の公正を確保するため、新たに家畜取引の業務に従事しようとする者に、その業務に関する知識を習得させることを目的とする。

2 受講対象者

家畜商の免許を受けて家畜の取引の事業を営もうとする者又は家畜の取引の業務に従事しようとする者。

3 開催日時

令和8年12月21日(月) 午前8時30分から午後5時15分まで

令和8年12月22日(火) 午前9時から午後5時まで

※家畜伝染病の発生状況によって変更又は中止する可能性あり

4 開催場所（以下(1)(2)のいずれかで受講）

(1) 対面（定員24名）： 宮城県庁12階 1204会議室

（宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1）

※会場には駐車場がないため、公共交通機関を利用願います。

(2) オンライン：（希望する者は「9 オンライン形式での受講について」を確認すること）

5 講習科目及び講習時間

① 家畜の取引に関する法令 4 時間

② 家畜の品種及び特徴 4 時間

③ 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

月 日	時 間	科 目	講 師	免除科目
12月21日(月)	8:30～8:45	開講式	宮城県農政部畜産課	
	8:45～9:45	①家畜商法		
	9:45～10:45	①家畜取引法		
	10:45～11:45	①関係法規		
	12:45～13:45	①牛トレーサビリティ制度	東北農政局消費・安全部	
	13:45～14:45	③家畜の疾病	宮城県農政部家畜防疫対策室	注1
	14:45～15:45	③家畜伝染病予防法		注1、2
	15:45～17:15	②家畜改良増殖法	宮城県農政部畜産課	注1、2
12月22日(火)	9:00～10:30	②③乳用牛	宮城県農政部畜産課	注1、2
	10:30～11:30	②③馬	杜の熊動物病院	注1、2
	11:30～12:30	②③めん羊・山羊		注1、2
	13:30～15:00	②③肉用牛	宮城県農政部畜産課	注1、2
	15:00～16:30	②③豚		注1、2
	16:30～16:45	宮城県家畜商協同組合案内		
	16:45～17:00	修了証明書授与		

注1 獣医師の免許を受けている者で、受講申請書提出の際に「講習時間の特例措置適用申請書」に加え、獣医師免許証の写しを提出した者は、受講免除。

注2 家畜人工受精師の免許を受けている者で、受講申請書提出の際に「講習時間の特例措置適用申請書」に加え、家畜人工授精師免許証の写しを提出した者は、受講免除。

6 受講申請手続

(1) 対面で受講する場合

窓口申請または電子申請にて申し込むこと。なお、定員の関係上、受講申請状況によっては、受講人数を制限する場合があるので、留意すること。

ア 窓口申請

受講希望者は、講習会受講申請書（様式1）を、令和8年11月24日（火）までに居住地を管轄する家畜保健衛生所又は地方振興事務所畜産振興部に持参又は郵送（県外居住者にあつては原則として宮城県農政部畜産課に郵送）で提出すること（郵送で提出する場合は、令和8年11月24日（火）消印有効）。また、受講料（3,700円）を宮城県手数料セルフレジにより納付し、手数料納付の際に発行される「レシート（提出用）」を講習会受講申請書に貼付すること。受講が決定した場合は、受講決定通知を送付する。

イ 電子申請

令和8年11月24日（火）までに、みやぎ電子申請サービス（下記URL）から申請を行うこと。なお、申請内容を確認した後、決済専用フォームを申請時に登録したメールアドレス宛てに送付するので、受講料（3,700円）を当該フォームから納付すること。受講が決定した場合は、受講決定通知を送付する。

【みやぎ電子申請サービス】

【宮城県】令和8年度家畜商講習会受講申請フォーム_農政部畜産課

<https://logoform.jp/form/GQGB/785742>



(2) オンラインで受講する場合

令和8年11月24日（火）までに、みやぎ電子申請サービス（下記URL）から申請を行うこと。なお、申請内容を確認した後、決済専用フォームを申請時に登録したメールアドレス宛てに送付するので、受講料（3,700円）を当該フォームから納付すること。受講が決定した場合は、受講決定通知を送付する。

【みやぎ電子申請サービス】

【宮城県】令和8年度家畜商講習会受講申請フォーム_農政部畜産課

<https://logoform.jp/form/GQGB/785742>



7 講習会の特例措置

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書きの規定による講習時間の特例措置を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書（様式2-1又は2-2）の必要事項に記入の上、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを添えて提出すること。

8 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

9 オンライン形式での受講について

オンライン形式での受講を希望する場合は、別紙「家畜商講習会オンライン受講に係る確認事項」を一読すること。また、事前に接続テストを実施するものとする。

10 受講料の返還について

原則、受理した受講料の返還は行わない。

11 その他

- (1) 講習会の受付時間は、1日目午前8時15分から午前8時30分まで、2日目午前8時45分から午前9時までとする。
- (2) 受講者は筆記用具を持参し、昼食は各自対応すること。

- (3) 講習会は下記テキストを使用するため各自用意すること。なお、テキストは講習会初日受付時に購入希望者へ販売する（対面受講者のみであり、オンライン受講者への販売は行わない）。

「家畜取引の知識 第2次改訂版(R 8. 5月発行)」(税込3, 960円)

※テキスト販売価格については、変更となる可能性がある。

- (4) 当日、出席できない場合は下記まで連絡すること。

連絡先 宮城県農政部畜産課企画管理班 (022-211-2851)

- (5) 受講者が講習会期間中に素行不良又は修業の見込みがないと認められた場合は、その者の受講を中止し、修了証明書を与えないものとする。

- (6) その他講習会の詳細については、最寄りの家畜保健衛生所、地方振興事務所畜産振興部又は農政部畜産課に問い合わせること。

【問い合わせ先】

○大河原家畜保健衛生所	0224-53-3538	柴田郡大河原町字南129-1
○仙台家畜保健衛生所	022-257-0921	仙台市宮城野区安養寺三丁目11-22
○北部家畜保健衛生所	0229-91-0729	大崎市古川旭四丁目1-1
○北部地方振興事務所 栗原地域事務所 畜産振興部	0228-22-2487	栗原市築館藤木5-1
○東部家畜保健衛生所	0220-22-2349	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
○東部地方振興事務所 畜産振興部	0225-95-1438	石巻市あゆみ野5丁目7番地
○農政部畜産課	022-211-2851	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号